

自然科学研究科規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(地産地消のゼロエミッションエネルギー創出人材養成コース) 第18条の3 博士前期課程及び博士後期課程に地産地消のゼロエミッションエネルギー創出人材養成コース（以下「ゼロエミッションエネルギー人材養成コース」という。）を置く。ゼロエミッションエネルギー人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表3及び別表4のほか、別に定めるカリキュラム表のとおりとする。 2 (略) 3 ゼロエミッションエネルギー人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。 4 ゼロエミッションエネルギー人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>(超スマート社会に寄与するデジタル・量子ICT研究開発人材養成コース) 第18条の5 博士後期課程電子情報科学専攻に超スマート社会に寄与するデジタル・量子ICT研究開発人材養成コース（以下「デジタル・量子ICT研究開発人材養成コース」という。）を置く。デジタル・量子ICT研究開発人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表12のとおりとする。 2 (略) 3 デジタル・量子ICT研究開発人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。 4 デジタル・量子ICT研究開発人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(地産地消の再生可能エネルギー創出・蓄電人材養成コース) 第18条の3 博士前期課程及び博士後期課程に地産地消の再生可能エネルギー創出・蓄電人材養成コース（以下「エネルギー創出・蓄電人材養成コース」という。）を置く。エネルギー創出・蓄電人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表3及び別表4のほか、別に定めるカリキュラム表のとおりとする。 2 (略) 3 エネルギー創出・蓄電人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。 4 エネルギー創出・蓄電人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>(超スマート社会に寄与する電子情報科学分野の高度IT研究開発人材養成コース) 第18条の5 博士後期課程電子情報科学専攻に超スマート社会に寄与する電子情報科学分野の高度IT研究開発人材養成コース（以下「高度IT研究開発人材養成コース」という。）を置く。高度IT研究開発人材養成コースに関する授業科目及び単位数は、別表12のとおりとする。 2 (略) 3 高度IT研究開発人材養成コースを修了した者には、修了認定証を交付する。 4 高度IT研究開発人材養成コースに関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 博士後期課程（この項において、ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム、GSリーディングプログラム各コース、宇宙理工学コース、国際インタラクティブESDコース及びデジタル・量子ICT研究開発人材養成コースを除く。）の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表4に定める授業科目のうちから11単位（数物科学グローバル人材育成コースを履修する学生にあつては15単位）以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 デジタル・量子ICT研究開発人材養成コースを履修する学生の博士後期課程修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表4に定める所属専攻の授業科目のうちから11単位以上及び別表12に定める授業科目のうちから1単位以上の合計12単位以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、コース修了のための審査に合格すること、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び別に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>2 令和5年9月30日に在学する者については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第18条の5、第29条第3項及び第9項並びに別表第12の改正規定については、令和5年4月入学者から適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 博士後期課程（この項において、ナノ精密医学・理工学卓越大学院プログラム、GSリーディングプログラム各コース、宇宙理工学コース、国際インタラクティブESDコース及び高度IT研究開発人材養成コースを除く。）の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表4に定める授業科目のうちから11単位（数物科学グローバル人材育成コースを履修する学生にあつては15単位）以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 高度IT研究開発人材養成コースを履修する学生の博士後期課程修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表4に定める所属専攻の授業科目のうちから11単位以上及び別表12に定める授業科目のうちから1単位以上の合計12単位以上を修得し、別に定める英語能力の基準を満たし、コース修了のための審査に合格すること、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び別に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（修士課程及び博士前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

改 正 案

別表4 博士後期課程の授業科目及び単位数

1 数物科学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	(略) (削除) (略)		(削除)	

3～4 (略)

5 環境デザイン学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	(略) (削除) (略)		(削除)	

6 自然システム学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	(略) (削除) (略)		(削除)	

(略)

別表12 超スマート社会に寄与する デジタル・量子ICI 研究開発人材養成コースに関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
	(略)			

(略)

現 行

別表4 博士後期課程の授業科目及び単位数

1 数物科学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	(略) 精密X線分光学 (略)		2	

3～4 (略)

5 環境デザイン学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	(略) 空間経済学 (略)		2	

6 自然システム学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	(略) ゲノム時間生物学演習 (略)		2	

(略)

別表12 超スマート社会に寄与する 電子情報科学分野の高度II 研究開発人材養成コースに関する授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
	(略)			

(略)